

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年五月三十一日法律第四百四号)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(平成十二年十一月二十九日政令第四百九十五号)
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則(平成十四年三月五日国土交通省・環境省令第一号)
特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成十四年三月五日国土交通省令第十七号)
解体工事業に係る登録等に関する省令(平成十三年五月十八日国土交通省令第九十二号)

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 基本方針等(第三条—第八条)
- 第三章 分別解体等の実施(第九条—第十五条)
- 第四章 再資源化等の実施(第十六条—第二十条)
- 第五章 解体工事業(第二十一条—第三十七条)
- 第六章 雑則(第三十八条—第四十七条)
- 第七章 罰則(第四十八条—第五十三条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「建設資材」とは、土木建築に関する工事(以下「建設工事」という。)に使用する資材をいう。

2 この法律において「建設資材廃棄物」とは、建設資材が廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)となったものをいう。

3 この法律において「分別解体等」とは、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める行為をいう。

- 一 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の全部又は一部を解体する建設工事(以下「解体工事」という。) 建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為
- 二 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事(以下「新築工事等」という。) 当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為

4 この法律において建設資材廃棄物について「再資源化」とは、次に掲げる行為であって、分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分(再生することを含む。)に該当するものをいう。

- 一 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること(建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。)ができる状態にする行為
- 二 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為

5 この法律において「特定建設資材」とは、コンクリート、木材その他建設資材のうち、建設資材廃棄物となった場合におけるその再資源化が資源の有効な利用及び廃棄物の減量を図る上で特に必要であり、かつ、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められるものとして政令で定めるもの

をいう。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(以下「施行令」という。)

(特定建設資材)

第一条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「法」という。)第二条第五項のコンクリート、木材その他建設資材のうち政令で定めるものは、次に掲げる建設資材とする。

- 一 コンクリート
- 二 コンクリート及び鉄から成る建設資材
- 三 木材
- 四 アスファルト・コンクリート

(平一四政七・旧本則・一部改正)

- 6 この法律において「特定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。
- 7 この法律において建設資材廃棄物について「縮減」とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設資材廃棄物の大きさを減ずる行為をいう。
- 8 この法律において建設資材廃棄物について「再資源化等」とは、再資源化及び縮減をいう。
- 9 この法律において「建設業」とは、建設工事を請け負う営業(その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。)をいう。
- 10 この法律において「下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいい、「発注者」とは、建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者をいい、「元請業者」とは、発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者をいい、「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。
- 11 この法律において「解体工事業」とは、建設業のうち建築物等を除却するための解体工事を請け負う営業(その請け負った解体工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。)をいう。
- 12 この法律において「解体工事業者」とは、第二十一条第一項の登録を受けて解体工事業を営む者をいう。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 主務大臣は、建設工事に係る資材の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るため、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向
- 二 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定その他特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項
- 四 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に関する事項
- 五 環境の保全に資するものとしての特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及に係る事項
- 六 その他特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(実施に関する指針)

第四条 都道府県知事は、基本方針に即し、当該都道府県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針を定めることができる。

2 都道府県知事は、前項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(平二三法一〇五・一部改正)

(建設業を営む者の責務)

第五条 建設業を営む者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等を工夫することにより、建設資材廃棄物の発生を抑制するとともに、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めなければならない。

2 建設業を営む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材(建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。)を使用するよう努めなければならない。

(発注者の責務)

第六条 発注者は、その注文する建設工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならない。

(国の責務)

第七条 国は、建築物等の解体工事に関し必要な情報の収集、整理及び活用、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に資する科学技術の振興を図るための研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、分別解体等、建設資材廃棄物の再資源化等及び建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

3 国は、建設資材廃棄物の再資源化等を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第八条 都道府県及び市町村は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

第三章 分別解体等の実施

(分別解体等実施義務)

第九条 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が第三項又は第四項の建設工事の規模に関する基準以上のもの(以下「対象建設工事」という。)の受注者(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む。以下「対象建設工事受注者」という。)又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者(以下単に「自主施工者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、分別解体等をしなければならない。

2 前項の分別解体等は、特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)

(分別解体等に係る施工方法に関する基準)

第二条 法第九条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 対象建設工事に係る建築物等(以下「対象建築物等」という。)及びその周辺の状況に関する調査、分別解体等をするために必要な作業を行う場所(以下「作業場所」という。)に関する調査、対象建設工事の現場からの当該対象建設工事により生じた特定建設資材廃棄物その他の物の搬出の経路(以下「搬出経路」という。)に関する調査、残存物品(解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。以下同じ。)の有無の調査、吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの(以下「付着物」という。)の有無の調査その他対象建築物等に関する調査を行うこと。
 - 二 前号の調査に基づき、分別解体等の計画を作成すること。
 - 三 前号の分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保並びに残存物品の搬出の確認を行うとともに、付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講ずること。
 - 四 第二号の分別解体等の計画に従い、工事を施工すること。
- 2 前項第二号の分別解体等の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等である場合においては、工事の種類
 - 二 前項第一号の調査の結果
 - 三 前項第三号の措置の内容
 - 四 解体工事である場合においては、工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が次項本文、第四項本文及び第五項本文に規定する順序により難しい場合にあってはその理由
 - 五 新築工事等である場合においては、工事の工程ごとの作業内容
 - 六 解体工事である場合においては、対象建築物等に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる当該対象建築物等の部分
 - 七 新築工事等である場合においては、当該工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに当該工事の施工において特定建設資材が使用される対象建築物等の部分及び当該特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象建築物等の部分
 - 八 前各号に掲げるもののほか、分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項
- 3 建築物に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りでない。
- 一 建築設備、内装材その他の建築物の部分(屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)を除く。)の取り外し
 - 二 屋根ふき材の取り外し
 - 三 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し
 - 四 基礎及び基礎ぐいの取り壊し
- 4 前項第一号の工程において内装材に木材が含まれる場合には、木材と一体となった石膏ボードその他の建設資材(木材が廃棄物となったものの分別の支障となるものに限る。)をあらかじめ取り外してから、木材を取り外さなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。
- 5 建築物以外のもの(以下「工作物」という。)に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。この場合においては、第三項ただし書の規定を準用する。
- 一 さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し
 - 二 工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し
 - 三 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

6 解体工事の工程に係る分別解体等の方法は、次のいずれかの方法によらなければならない。

- 一 手作業
- 二 手作業及び機械による作業

7 前項の規定にかかわらず、建築物に係る解体工事の工程が第三項第一号の工程又は同項第二号の工程である場合には、当該工程に係る分別解体等の方法は、手作業によらなければならない。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合においては、手作業及び機械による作業によることができる。

(平二二国交環省令一・一部改正)

3 建設工事の規模に関する基準は、政令で定める。

施行令

(建設工事の規模に関する基準)

第二条 法第九条第三項の建設工事の規模に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)に係る解体工事については、当該建築物(当該解体工事に係る部分に限る。)の床面積の合計が八十平方メートルであるもの
- 二 建築物に係る新築又は増築の工事については、当該建築物(増築の工事にあつては、当該工事に係る部分に限る。)の床面積の合計が五百平方メートルであるもの
- 三 建築物に係る新築工事等(法第二条第三項第二号に規定する新築工事等をいう。以下同じ。)であつて前号に規定する新築又は増築の工事に該当しないものについては、その請負代金の額(法第九条第一項に規定する自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。次号において同じ。)が一億円であるもの
- 四 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については、その請負代金の額が五百万円であるもの

2 解体工事又は新築工事等を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなして、前項に規定する基準を適用する。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

(平一四政七・追加)

4 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設及び廃棄物の最終処分場における処理量の見込みその他の事情から判断して前項の基準によっては当該区域において生じる特定建設資材廃棄物をその再資源化等により減量することが十分でないと思われる区域があるときは、当該区域について、条例で、同項の基準に代えて適用すべき建設工事の規模に関する基準を定めることができる。

(対象建設工事の届出等)

第十条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程の概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- 六 その他主務省令で定める事項

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(以下「分別解体等に関する省令」という。)

(対象建設工事の届出)

第二条 法第十条第一項第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 二 工事の名称及び場所
 - 三 工事の種類
 - 四 工事の規模
 - 五 請負契約によるか自ら施工するか別の
 - 六 対象建設工事の元請業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 七 対象建設工事の元請業者が建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の許可を受けた者である場合においては、次に掲げるもの
 - イ 当該許可をした行政庁の名称及び許可番号
 - ロ 当該元請業者が置く同法第二十六条に規定する主任技術者又は監理技術者の氏名
 - 八 対象建設工事の元請業者が法第二十一条第一項の登録を受けた者である場合においては、次に掲げるもの
 - イ 当該登録をした行政庁の名称及び登録番号
 - ロ 当該元請業者が置く法第三十一条に規定する技術管理者の氏名
 - 九 対象建設工事の元請業者から法第十二条第一項の規定による説明を受けた年月日
- 2 法第十条第一項の規定による届出は、別記様式第一号による届出書を提出して行うものとする。
- 3 前項の届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付しなければならない。
-

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
-

分別解体等に関する省令

(変更の届出)

第三条 法第十条第二項の主務省令で定める事項は、法第十条第一項第二号から第五号までに規定する事項並びに前条第一項第一号及び第四号から第九号までに規定する事項とする。

- 2 法第十条第二項の規定による届出は、別記様式第二号による届出書を提出して行うものとする。
-

- 3 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る分別解体等の計画が前条第二項の主務省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から七日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずることができる。

(国等に関する特例)

第十一条 国の機関又は地方公共団体は、前条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

(対象建設工事の届出に係る事項の説明等)

第十二条 対象建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)を発注しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、少なくとも第十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

い。

- 2 対象建設工事受注者は、その請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、当該対象建設工事について第十条第一項の規定により届け出られた事項(同条第二項の規定による変更の届出があった場合には、その変更後のもの)を告げなければならない。

(対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項)

第十三条 対象建設工事の請負契約(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。以下この条において同じ。)の当事者は、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十九条第一項に定めるもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用その他の主務省令で定める事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

分別解体等に関する省令

(対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項)

第四条 法第十三条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 分別解体等の方法
- 二 解体工事に要する費用
- 三 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- 四 再資源化等に要する費用

- 2 対象建設工事の請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に規定する事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
- 3 対象建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該各項の規定による措置に準ずるものとして主務省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該主務省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。
(平一四法一四六・一部改正)

施行令

(対象建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三条 対象建設工事の請負契約の当事者は、法第十三条第三項の規定により同項に規定する主務省令で定める措置(以下この条において「電磁的措置」という。)を講じようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該契約の相手方に対し、その講じる電磁的措置の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるもの(次項において「電磁的方法」という。)による承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定による承諾を得た対象建設工事の請負契約の当事者は、当該契約の相手方から書面又は電磁的方法により当該承諾を撤回する旨の申出があったときは、法第十三条第一項又は第二項の規定による措置に代えて電磁的措置を講じてはならない。ただし、当該契約の相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(平一四政七・追加)

分別解体等に関する省令

(対象建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法)

第五条 法第十三条第三項の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する措置のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 対象建設工事の請負契約(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。以下この条において同じ。)の当事者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置
 - ロ 対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された同条第一項に規定する事項又は請負契約の内容で同項に規定する事項に該当するものの変更の内容(以下「契約事項等」という。)を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該契約事項等を記録する措置
 - 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルに契約事項等を記録したものを交付する措置
- 2 前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。
- 一 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。
 - 二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機と、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第六条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(以下「令」という。)第三条第一項の規定により示すべき措置の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項に規定する措置のうち対象建設工事の請負契約の当事者が講じるもの
- 二 ファイルへの記録の方式

第七条 令第三条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第十三条第三項の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該承諾に関する事項を記録する方法
 - 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに当該承諾に関する事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項第一号の「電子情報処理組織」とは、対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機と、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(助言又は勧告)

第十四条 都道府県知事は、対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、基本方針(第四条第二項の規定により同条第一項の指針を公表した場合には、当該指針)を勧告して、当該対象建設工事受注者又は自主施工者に対し、分別解体等

の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

(平二三法一〇五・一部改正)

(命令)

第十五条 都道府県知事は、対象建設工事受注者又は自主施工者が正当な理由がなくて分別解体等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、分別解体等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、基本方針(第四条第二項の規定により同条第一項の指針を公表した場合には、当該指針)を勧告して、当該対象建設工事受注者又は自主施工者に対し、分別解体等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(平二三法一〇五・一部改正)

第四章 再資源化等の実施

(再資源化等実施義務)

第十六条 対象建設工事受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をしなければならない。ただし、特定建設資材廃棄物でその再資源化について一定の施設を必要とするもののうち政令で定めるもの(以下この条において「指定建設資材廃棄物」という。)に該当する特定建設資材廃棄物については、主務省令で定める距離に関する基準の範囲内に当該指定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設が存しない場所で工事を施工する場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により再資源化をすることには相当程度に経済性の面での制約があるものとして主務省令で定める場合には、再資源化に代えて縮減をすれば足りる。

施行令

(指定建設資材廃棄物)

第四条 法第十六条ただし書の政令で定めるものは、木材が廃棄物となったものとする。

(平一四政七・追加)

施行規則

(指定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設までの距離に関する基準)

第三条 法第十六条の主務省令で定める距離に関する基準は、五十キロメートルとする。

(地理的条件、交通事情その他の事情により再資源化に代えて縮減をすれば足りる場合)

第四条 法第十六条の主務省令で定める場合は、対象建設工事の現場付近から指定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設までその運搬の用に供する車両が通行する道路が整備されていない場合であって、当該指定建設資材廃棄物の縮減をするために行う運搬に要する費用の額がその再資源化(運搬に該当するものに限る。)に要する費用の額より低い場合とする。

第十七条 都道府県は、当該都道府県の区域における対象建設工事の施工に伴って生じる特定建設資材廃棄物の発生量の見込み及び廃棄物の最終処分場における処理量の見込みその他の事情を考慮して、当該都道府県の区域において生じる特定建設資材廃棄物の再資源化による減量を図るため必要と認めるときは、条例で、前条の距離に関する基準に代えて適用すべき距離に関する基準を定めることができる。

(発注者への報告等)

第十八条 対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を当該工事の発注者に書面で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

施行規則

(発注者への報告)

第五条 法第十八条第一項の規定により対象建設工事の元請業者が当該工事の発注者に報告すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 再資源化等が完了した年月日
 - 二 再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - 三 再資源化等に要した費用
-

- 2 前項の規定による報告を受けた発注者は、同項に規定する再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、都道府県知事に対し、その旨を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。
 - 3 対象建設工事の元請業者は、第一項の規定による書面による報告に代えて、政令で定めるところにより、同項の発注者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものにより通知することができる。この場合において、当該元請業者は、当該書面による報告をしたものとみなす。
(平一二法一ニ六・一部改正)
-

施行令

(発注者への報告に係る情報通信の技術を利用する方法)

第五条 対象建設工事の元請業者は、法第十八条第三項の規定により同項に規定する事項を通知しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該工事の発注者に対し、その用いる同項前段に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定による承諾を得た対象建設工事の元請業者は、当該工事の発注者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があったときは、当該工事の発注者に対し、同項に規定する事項の通知を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該工事の発注者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(平一四政七・追加)

施行規則

(発注者への報告に係る情報通信の技術を利用する方法)

第六条 法第十八条第三項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

- イ 対象建設工事の元請業者の使用に係る電子計算機と当該工事の発注者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

- ロ 対象建設工事の元請業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された同条第一項に規定する書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて当該工事の発注者の閲覧に供し、当該工事の発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法(同条第三項前段に規定する方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、対象建設工事の元請業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに同条第一項に規定する書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

- 2 前項に掲げる方法は、当該工事の発注者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成すること

ができるものでなければならない。

- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、対象建設工事の元請業者の使用に係る電子計算機と、当該工事の発注者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第七条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(以下「令」という。)第五条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項に規定する方法のうち対象建設工事の元請業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(助言又は勧告)

第十九条 都道府県知事は、対象建設工事受注者の特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、基本方針(第四条第二項の規定により同条第一項の指針を公表した場合には、当該指針)を勘案して、当該対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

(平二三法一〇五・一部改正)

(命令)

第二十条 都道府県知事は、対象建設工事受注者が正当な理由がなくて特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、基本方針(第四条第二項の規定により同条第一項の指針を公表した場合には、当該指針)を勘案して、当該対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(平二三法一〇五・一部改正)

第五章 解体工事業

(解体工事業者の登録)

第二十一条 解体工事業を営もうとする者(建設業法別表第一の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第三条第一項の許可を受けた者を除く。)は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

解体工事業に係る登録等に関する省令

(都道府県知事への通知)

第一条 解体工事業者が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「法」という。)第二十一条第一項に規定する許可を受けたときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

- 2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

解体工事業に係る登録等に関する省令

(登録の更新の申請期限)

第二条 解体工事業者は、法第二十一条第二項の規定による登録の更新を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了の日の三十日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

- 3 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

- 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 5 第一項の登録(第二項の登録の更新を含む。以下「解体工事業者の登録」という。)を受けた者が、第一項に規定する許可を受けたときは、その登録は、その効力を失う。
(平一五法九六・平二六法五五・一部改正)

(登録の申請)

第二十二條 解体工事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
- 二 営業所の名称及び所在地
- 三 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次号及び第二十四條第一項において同じ。)の氏名
- 四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)
- 五 第三十一條に規定する者の氏名

解体工事業に係る登録等に関する省令

(登録申請書の様式)

第三條 法第二十二條第一項に規定する申請書は、別記様式第一号によるものとする。

- 2 前項の申請書には、解体工事業者の登録を受けようとする者が第二十四條第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。
(平一四法四五・平二三法六一・平二六法五五・一部改正)

解体工事業に係る登録等に関する省令

(登録申請書の添付書類)

第四條 法第二十二條第二項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 解体工事業者の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)が法人である場合にあってはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人(法人である場合にあっては、当該法人及びその役員。第三号において同じ。)が法第二十四條第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面
 - 二 登録申請者が選任した技術管理者が第七條に定める基準に適合することを証する書面
 - 三 登録申請者(法人である場合にあってはその役員を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人を含む。)の住所、生年月日等に関する調書
 - 四 登録申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書
 - 五 登録申請者(未成年者である場合に限り。)の法定代理人が法人である場合にあっては、当該法定代理人の登記事項証明書
- 2 都道府県知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の六第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。)のうち住民票コード(同法第七條第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。)以外のものについて、同法第三十條の十一第一項(同項第一

号に係る部分に限る。)の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の十五第一項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定によるその利用ができないときは、登録申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

- 一 登録申請者が個人である場合にあっては、当該登録申請者(当該登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該登録申請者及びその法定代理人(法人である場合にあっては、その役員))
 - 二 登録申請者が法人である場合にあっては、その役員
 - 三 登録申請者が選任した技術管理者
- 3 法第二十二條第二項及び第一項第一号の誓約書の様式は、別記様式第二号とする。
 - 4 第一項第二号の書面は、実務の経験を証する別記様式第三号による使用者の証明書その他当該事項を証するに足りる書面とする。
 - 5 第一項第三号の調書の様式は、別記様式第四号とする。
(平一五国交令二六・平一五国交令六五・平一七国交令一二・平一七国交令二一・平一八国交令一六・平二四国交令三四・平二六国交令八五・平二七国交令八二・一部改正)

(登録の実施)

第二十三條 都道府県知事は、前條の規定による申請書の提出があったときは、次條第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を解体工事業登録簿に登録しなければならない。

- 一 前條第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

解体工事業に係る登録等に関する省令

(登録簿の様式)

第五條 法第二十三條第一項に規定する解体工事業登録簿は、別記様式第五号によるものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二十四條 都道府県知事は、解体工事業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 第三十五條第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者
- 二 解体工事業者で法人であるものが第三十五條第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその解体工事業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの
- 三 第三十五條第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 四 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第九号において「暴力団員等」という。)
- 六 解体工事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 七 法人でその役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

- 八 第三十一条に規定する者を選任していない者
 - 九 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。
- (平一六法一四七・平二三法六一・平二六法五五・一部改正)

(変更の届出)

第二十五条 解体工事業者は、第二十二条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

解体工事業に係る登録等に関する省令

(変更の届出)

第六条 法第二十五条第一項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を別記様式第六号による変更届出書に添付しなければならない。

- 一 法第二十二条第一項第一号に掲げる事項の変更(変更の届出をした者が法人である場合に限る。) 登記事項証明書
- 二 法第二十二条第一項第二号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書
- 三 法第二十二条第一項第三号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに第四条第一項第一号及び第三号の書面
- 四 法第二十二条第一項第四号に掲げる事項の変更 第四条第一項第一号、第三号及び第五号の書面
- 五 法第二十二条第一項第五号に掲げる事項の変更 第四条第一項第二号の書面

2 都道府県知事は、第四条第二項各号に掲げる者に係る本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十条の十一第一項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の十五第一項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定によるその利用ができないときは、変更の届出をした者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

(平一五国交令二六・平一七国交令一二・平二四国交令三四・平二七国交令八二・一部改正)

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第六号から第八号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を解体工事業者登録簿に登録しなければならない。
- 3 第二十二条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。
- (平二六法五五・一部改正)

(解体工事業者登録簿の閲覧)

第二十六条 都道府県知事は、解体工事業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第二十七条 解体工事業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事(第五号に掲げる場合においては、当該廃止した解体工事業に係る解体工事業者の登録をした都道府県知事)に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
- 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第五号において同じ。)であった者
- 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 その登録に係る都道府県の区域内において解体工事業を廃止した場合 解体工事業者であった個人又は解体工事業者であった法人を代表する役員

2 解体工事業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、解体工事業者の登録は、その効力を失う。

(平一六法七六・平二六法五五・一部改正)

(登録の抹消)

第二十八条 都道府県知事は、第二十一条第二項若しくは第五項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第三十五条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該解体工事業者の登録を抹消しなければならない。

(登録の取消し等の場合における解体工事の措置)

第二十九条 解体工事業者について、第二十一条第二項若しくは第二十七条第二項の規定により登録が効力を失ったとき、又は第三十五条第一項の規定により登録が取り消されたときは、当該解体工事業者であった者又はその一般承継人は、登録がその効力を失う前又は当該処分を受ける前に締結された請負契約に係る解体工事に限り施工することができる。この場合において、これらの者は、登録がその効力を失った後又は当該処分を受けた後、遅滞なく、その旨を当該解体工事の注文者に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、公益上必要があると認めるときは、当該解体工事の施工の差止めを命ずることができる。

3 第一項の規定により解体工事を施工する解体工事業者であった者又はその一般承継人は、当該解体工事を完成する目的の範囲内においては、解体工事業者とみなす。

4 解体工事の注文者は、第一項の規定により通知を受けた日又は同項に規定する登録がその効力を失ったこと、若しくは処分があったことを知った日から三十日以内に限り、その解体工事の請負契約を解除することができる。

(解体工事の施工技術の確保)

第三十条 解体工事業者は、解体工事の施工技術の確保に努めなければならない。

2 主務大臣は、前項の施工技術の確保に資するため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

(技術管理者の設置)

第三十一条 解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で主務省令で定める基準に適合するもの(以下「技術管理者」という。)を選任しなければならない。

解体工事業に係る登録等に関する省令

(技術管理者の基準)

第七条 法第三十一条に規定する主務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 次のいずれかに該当する者

イ 解体工事に関し学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。次号において同じ。)若しくは中等教育学校を卒業した後四年以上又は同法による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。次号において同じ。)若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。次号において同じ。)を卒業した後二年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学(農

業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。)、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科(次号において「土木工学等に関する学科」という。)を修めたもの

- ロ 解体工事に関し八年以上実務の経験を有する者
- ハ 建設業法(昭和二十四年法律第百号)による技術検定のうち検定種目を一級の建設機械施工若しくは二級の建設機械施工(種別を「第一種」又は「第二種」とするものに限る。)、一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。))又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理(種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。))とするものに合格した者
- ニ 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による一級建築士又は二級建築士の免許を受けた者
- ホ 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による技能検定のうち検定職種を一級のとび・とび工とするものに合格した者又は検定職種を二級のとび若しくはとび工とするものに合格した後解体工事に関し一年以上実務の経験を有する者
- ヘ 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)による第二次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者
- 二 次のいずれかに該当する者で、国土交通大臣が実施する講習又は次条から第七条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習(以下「登録講習」という。)を受講したもの
 - イ 解体工事に関し学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後三年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後一年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学等に関する学科を修めたもの
 - ロ 解体工事に関し七年以上実務の経験を有する者
- 三 第七条の十七、第七条の十八及び第七条の二十一において準用する第七条の三の規定により国土交通大臣の登録を受けた試験(以下「登録試験」という。)に合格した者
- 四 国土交通大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認定した者
(平一八国交令一六・一部改正)
(登録の申請)

第七条の二 前条第二号の登録は、登録講習の実施に関する事務(以下「登録講習事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

- 2 前条第二号の登録を受けようとする者(以下「登録講習事務申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 - 一 登録講習事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 登録講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
 - 三 登録講習事務を開始しようとする年月日
 - 四 講師の氏名、略歴及び担当する科目(第七条の六第一号の表の上欄に掲げる科目をいう。))
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 個人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - ロ 登録講習事務申請者の略歴を記載した書類
 - 二 法人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面
 - ハ 申請に係る意思の決定を証する書類
 - ニ 役員(持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあっては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。)の氏名及び略歴を記載した書類
 - 三 講師が第七条の四第一項第二号イからハまでのいずれかに該当する者であることを証する書類
 - 四 登録講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
 - 五 登録講習事務申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
 - 六 その他参考となる事項を記載した書類

(平一八国交令一六・追加、平一八国交令六〇・一部改正)

(欠格条項)

第七条の三 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第七条第二号の登録を受けることができない。

- 一 法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 二 第七条の十三の規定により第七条第二号の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 三 法人であって、登録講習事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(平一八国交令一六・追加)

(登録の要件等)

第七条の四 国土交通大臣は、第七条の二の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 第七条の六第一号の表の上欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。
- 二 次のいずれかに該当する者が講師として登録講習事務に従事するものであること。
 - イ 技術管理者となった経験を有する者
 - ロ 学校教育法による大学において土木工学若しくは建築工学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は土木工学若しくは建築工学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者
 - ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

2 第七条第二号の登録は、登録講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録講習事務を行う者(以下「登録講習実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 登録講習事務を行う事務所の名称及び所在地
- 四 登録講習事務を開始する年月日

(平一八国交令一六・追加、平一九国交令二七・一部改正)

(登録の更新)

第七条の五 第七条第二号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(平一八国交令一六・追加)

(登録講習事務の実施に係る義務)

第七条の六 登録講習実施機関は、公正に、かつ、第七条の四第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録講習事務を行わなければならない。

一 次の表の上欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる時間以上登録講習を行うこと。

科目	内容	時間
一 解体工事の関係法令に関する科目	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)その他関係法令に関する事項	七時間
二 解体工事の技術上の管理に関する科目	解体工事の施工計画、施工管理、安全管理その他の技術上の管理に関する事項	
三 解体工事の施工方法に関する科目	木造、鉄筋コンクリート造その他の構造に応じた解体工事の施工方法に関する事項	

二 前号の表の上欄に掲げる科目及び同表の中欄に掲げる内容に応じ、教本等必要な教材を用いて登録講習を行うこと。

三 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。

四 登録講習を実施する日時、場所その他登録講習の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示すること。

五 登録講習に関する不正行為を防止するための措置を講じること。

六 登録講習を修了した者に対し、別記様式第六号の二による修了証(以下単に「修了証」という。)を交付すること。

(平一八国交令一六・追加)

(登録事項の変更の届出)

第七条の七 登録講習実施機関は、第七条の四第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(平一八国交令一六・追加)

(規程)

第七条の八 登録講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録講習事務に関する規程を定め、当該事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 登録講習事務を行う時間及び休日に関する事項

二 登録講習の受講の申込みに関する事項

三 登録講習事務を行う事務所及び登録講習の実施場所に関する事項

四 登録講習に関する料金の額及びその収納の方法に関する事項

五 登録講習の日程、公示方法その他の登録講習事務の実施の方法に関する事項

六 講師の選任及び解任に関する事項

七 登録講習に用いる教材の作成に関する事項

八 終了した登録講習の教材の公表に関する事項

九 修了証の交付及び再交付に関する事項

十 登録講習事務に関する秘密の保持に関する事項

十一 登録講習事務に関する公正の確保に関する事項

十二 不正受講者の処分に関する事項

十三 第七条の十四第三項の帳簿その他の登録講習事務に関する書類の管理に関する事項

十四 その他登録講習事務に関し必要な事項

(平一八国交令一六・追加)

(登録講習事務の休廃止)

第七条の九 登録講習実施機関は、登録講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする登録講習事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由
(平一八国交令一六・追加)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第七条の十 登録講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

- 2 登録講習を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、次に掲げるもののうち登録講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - ロ 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(平一八国交令一六・追加、平一八国交令六〇・一部改正)

(適合命令)

第七条の十一 国土交通大臣は、登録講習実施機関の実施する登録講習が第七条の四第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(平一八国交令一六・追加)

(改善命令)

第七条の十二 国土交通大臣は、登録講習実施機関が第七条の六の規定に違反していると認めるときは、当該登録講習実施機関に対し、同条の規定による登録講習事務を行うべきこと又は登録講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(平一八国交令一六・追加)

(登録の取消し等)

第七条の十三 国土交通大臣は、登録講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第七条の三第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第七条の七から第七条の九まで、第七条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第七条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 第七条の十五の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 不正の手段により第七条第二号の登録を受けたとき。

(平一八国交令一六・追加)

(帳簿の記載等)

第七条の十四 登録講習実施機関は、登録講習に関する次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 講習の実施年月日

二 講習の実施場所

三 受講者の受講番号、氏名及び生年月日

四 修了年月日

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録講習実施機関は、第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)を、登録講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4 登録講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

一 登録講習の受講申込書及び添付書類

二 終了した登録講習の教材

(平一八国交令一六・追加)

(報告の徴収)

第七条の十五 国土交通大臣は、登録講習事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録講習実施機関に対し、登録講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(平一八国交令一六・追加)

(公示)

第七条の十六 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第七条第二号の登録をしたとき。

二 第七条の七の規定による届出があったとき。

三 第七条の九の規定による届出があったとき。

四 第七条の十三の規定により登録を取り消し、又は登録講習事務の停止を命じたとき。

(平一八国交令一六・追加)

(登録の申請)

第七条の十七 第七条第三号の登録は、登録試験の実施に関する事務(以下「登録試験事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 第七条第三号の登録を受けようとする者(以下「登録試験事務申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録試験事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 登録試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録試験事務を開始しようとする年月日

四 登録試験委員(次条第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。以下同じ。)となるべき者の氏名及び略歴並びに同号イからハまでのいずれかに該当する者にあっては、その旨

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ 登録試験事務申請者の略歴を記載した書類

二 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

- ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面
 - ハ 申請に係る意思の決定を証する書類
 - ニ 役員の氏名及び略歴を記載した書類
 - 三 登録試験委員のうち、次条第一項第二号イからハまでのいずれかに該当する者にあつては、その資格等を有することを証する書類
 - 四 登録試験事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
 - 五 登録試験事務申請者が第七条の二十一において準用する第七条の三各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
 - 六 その他参考となる事項を記載した書類
- (平一八国交令一六・追加)

(登録の要件等)

第七条の十八 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 次条第一号の表の上欄に掲げる科目について試験が行われるものであること。
 - 二 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める人数以上含む十名以上の者によって構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。
 - イ 学校教育法による大学において土木工学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者若しくは技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の能力を有すると認める者 一名
 - ロ 学校教育法による大学において建築工学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者若しくは建築士法による一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の能力を有すると認める者 二名
 - ハ 建設業法による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは一級の建築施工管理とするものに合格した後解体工事に関し五年以上の実務経験を有する者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の能力を有すると認める者 二名
- 2 第七条第三号の登録は、登録試験登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 登録試験事務を行う者(以下「登録試験実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 登録試験事務を行う事務所の名称及び所在地
 - 四 登録試験事務を開始する年月日
- (平一八国交令一六・追加、平一九国交令二七・一部改正)

(登録試験事務の実施に係る義務)

第七条の十九 登録試験実施機関は、公正に、かつ、前条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録試験事務を行わなければならない。

一 次の表の上欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる時間を標準として試験を行うこと。

科目	内容	時間
一 解体工事の関係法令に関する科目	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律その他関係法令に関する事項	三時間三十分
二 土木工学及び建築工学に関する科目	構造力学、材料学その他の基礎的な土木工学及び建築工学に関する事項	
三 解体工事の技術上の管理に関する科目	解体工事の施工計画、施工管理、安全管理その他の技術上の管理に関する事項	
四 解体工事の施工方法に関する科目	解体工事に係る木造、鉄筋コンクリート造その他の構造に応じた解体工事の施工方法に関する事項	
五 解体工事の工法及び機器に関する科目	解体工事の工法及び機器の種類及び選定に関する事項	
六 解体工事の実務に関する科目	解体工事の実務に関する事項	

二 登録試験を実施する日時、場所その他登録試験の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示すること。

三 登録試験に関する不正行為を防止するための措置を講じること。

四 終了した登録試験の問題及び合格基準を公表すること。

五 登録試験に合格した者に対し、別記様式第六号の三による合格証明書(以下「登録試験合格証明書」という。)を交付すること。

(平一八国交令一六・追加)

(規程)

第七条の二十 登録試験実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録試験事務に関する規程を定め、当該事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 登録試験事務を行う時間及び休日に関する事項

二 登録試験の受験の申込みに関する事項

三 登録試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項

四 登録試験の受験手数料の額及びその収納の方法に関する事項

五 登録試験の日程、公示方法その他の登録試験事務の実施の方法に関する事項

六 登録試験委員の選任及び解任に関する事項

七 登録試験の問題の作成及び合否判定の方法に関する事項

八 終了した登録試験の問題及び合格基準の公表に関する事項

九 合格証明書の交付及び再交付に関する事項

十 登録試験事務に関する秘密の保持に関する事項

十一 登録試験事務に関する公正の確保に関する事項

十二 不正受験者の処分に関する事項

十三 次条において準用する第七条の十四第三項の帳簿その他の登録試験事務に関する書類の管理に関する事項

十四 その他登録試験事務に関し必要な事項

(平一八国交令一六・追加)

(準用規定)

第七条の二十一 第七条の三、第七条の五、第七条の七及び第七条の九から第七条の十六までの規定は、登録試験実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字

句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の三	講習は	試験は
第七条の三、第七条の五第一項、第七条の十三第六号、第七条の十六第一号	第七条第二号	第七条第三号
第七条の三第二号、第七条の十六第四号	第七条の十三	第七条の二十一において準用する第七条の十三
第七条の三第三号、第七条の九(見出しを含む。)、第七条の十二、第七条の十三、第七条の十四第三項、第七条の十五、第七条の十六第四号	登録講習事務	登録試験事務
第七条の五第二項	前三条	第七条の十七、第七条の十八及び第七条の二十一において準用する第七条の三
第七条の七、第七条の九、第七条の十第一項及び第二項、第七条の十一から第七条の十五まで	登録講習実施機関	登録試験実施機関
第七条の七	第七条の四第二項第二号	第七条の十八第二項第二号
第七条の十第二項、第七条の十四第四項	登録講習を	登録試験を
第七条の十一	登録講習が 第七条の四第一項	登録試験が 第七条の十八第一項
第七条の十二	第七条の六	第七条の十九
第七条の十三、第七条の十四第一項	講習の	試験の
第七条の十三第一号	第七条の三第一号	第七条の二十一において準用する第七条の三第一号
第七条の十三第二号	第七条の七から第七条の九まで 又は次条	第七条の二十又は第七条の二十一において準用する第七条の七、第七条の九 若しくは第七条の十四
第七条の十三第三号	第七条の十第二項各号	第七条の二十一において準用する第七条の十第二項各号
第七条の十三第四号	前二条	第七条の二十一において準用する第七条の十一又は前条
第七条の十三第五号	第七条の十五	第七条の二十一において準用する第七条の十五
第七条の十四第一項	登録講習に 受講者 受講番号 修了年月日	登録試験に 受験者 受験番号 合格年月日
第七条の十四第四項各号	登録講習 受講申込書 教材	登録試験 受験申込書 問題及び答案用紙
第七条の十六第二号	第七条の七	第七条の二十一において準用する第七条の七

(平一八国交令一六・追加)

(技術管理者の職務)

第三十二条 解体工事業者は、その請け負った解体工事を施工するときは、技術管理者に当該解体工事の施工に従事する他の者の監督をさせなければならない。ただし、技術管理者以外の者が当該解体工事に従事しない場合は、この限りでない。

(標識の掲示)

第三十三条 解体工事業者は、主務省令で定めるところにより、その営業所及び解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

解体工事業に係る登録等に関する省令

(標識の掲示)

第八条 法第三十三条に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法人である場合にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録年月日
- 三 技術管理者の氏名

2 法第三十三条の規定により解体工事業者が掲げる標識は、別記様式第七号によるものとする。

(帳簿の備付け等)

第三十四条 解体工事業者は、主務省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で主務省令で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

解体工事業に係る登録等に関する省令

(帳簿の記載事項等)

第九条 法第三十四条の規定により解体工事業者が備える帳簿の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 注文者の氏名又は名称及び住所
- 二 施工場所
- 三 着工年月日及び竣工年月日
- 四 工事請負金額
- 五 技術管理者の氏名

2 法第三十四条の規定により解体工事業者が備える帳簿は、別記様式第八号によるものとする。

3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)に記録され、必要に応じ解体工事業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって前項の帳簿への記載に代えることができる。

4 第二項の帳簿(前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)は、解体工事ごとに作成し、かつ、これに建設業法第十九条第一項及び第二項の規定による書面又はその写し(当該工事が対象建設工事の全部又は一部である場合にあつては、法第十三条第一項及び第二項の規定による書面又はその写し)を添付しなければならない。

5 建設業法第十九条第三項又は法第十三条第三項に規定する措置が講じられた場合にあつては、当該各項に掲げる事項又は請負契約の内容で当該各項に掲げる事項に該当するものの変更の内容が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機

器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって前項に規定する添付書類に代えることができる。

- 6 解体工事業者は、第二項の帳簿（第三項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）及び第四項の規定により添付した書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間当該帳簿及び添付書類を保存しなければならない。

（登録の取消し等）

第三十五条 都道府県知事は、解体工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により解体工事業者の登録を受けたとき。
- 二 第二十四条第一項第二号又は第四号から第九号までのいずれかに該当することとなったとき。
- 三 第二十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

2 第二十四条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

（平二六法五五・一部改正）

（主務省令への委任）

第三十六条 この章に定めるもののほか、解体工事業者登録簿の様式その他解体工事業者の登録に関し必要な事項については、主務省令で定める。

（報告及び検査）

第三十七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内で解体工事業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その業務又は工事施工の状況につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

（分別解体等及び再資源化等に要する費用の請負代金の額への反映）

第三十八条 国は、特定建設資材に係る資源の有効利用及び特定建設資材廃棄物の減量を図るためには、対象建設工事の発注者が分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を適正に負担することが重要であることにかんがみ、当該費用を建設工事の請負代金の額に適切に反映させることに寄与するため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

（下請負人に対する元請業者の指導）

第三十九条 対象建設工事の元請業者は、各下請負人が自ら施工する建設工事の施工に伴って生じる特定建設資材廃棄物の再資源化等を適切に行うよう、当該対象建設工事における各下請負人の施工の分担関係に応じて、各下請負人の指導に努めなければならない。

（再資源化をするための施設の整備）

第四十条 国及び地方公共団体は、対象建設工事受注者による特定建設資材廃棄物の再資源化の円滑かつ適正な実施を確保するためには、特定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設の適正な

配置を図ることが重要であることにかんがみ、当該施設の整備を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(利用の協力要請)

第四十一条 主務大臣又は都道府県知事は、対象建設工事の施工に伴って生じる特定建設資材廃棄物の再資源化の円滑な実施を確保するため、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の利用を促進することが特に必要であると認めるときは、主務大臣にあつては関係行政機関の長に対し、都道府県知事にあつては新築工事等に係る対象建設工事の発注者(国を除く。)に対し、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の利用について必要な協力を要請することができる。

(報告の徴収)

第四十二条 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、対象建設工事の発注者、自主施工者又は対象建設工事受注者に対し、特定建設資材に係る分別解体等の実施の状況に関し報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施の状況に関し報告をさせることができる。

施行令

(報告の徴収)

第六条 都道府県知事は、法第四十二条第一項の規定により、対象建設工事の発注者に対し、特定建設資材に係る分別解体等の実施の状況につき、次に掲げる事項に関し報告をさせることができる。

一 当該対象建設工事の元請業者が当該発注者に対して法第十二条第一項の規定により交付した書面に
関する事項

二 その他分別解体等に関する事項として主務省令で定める事項

2 都道府県知事は、法第四十二条第一項の規定により、自主施工者又は対象建設工事受注者に対し、特定建設資材に係る分別解体等の実施の状況につき、次に掲げる事項に関し報告をさせることができる。

一 分別解体等の方法に関する事項

二 その他分別解体等に関する事項として主務省令で定める事項

3 都道府県知事は、法第四十二条第二項の規定により、対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施の状況につき、次に掲げる事項に関し報告をさせることができる。

一 再資源化等の方法に関する事項

二 再資源化等をした施設に関する事項

三 その他特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する事項として主務省令で定める事項

(平一四政七・追加)

分別解体等に関する省令

(報告の徴収に関する事項)

第八条 令第六条第一項第二号の主務省令で定める事項及び同条第二項第二号の主務省令で定める事項は、法第十三条第一項及び第二項の規定により交付した書面又は同条第三項の規定により講じた措置に関する事項その他分別解体等に関し都道府県知事が必要と認める事項とする。

施行規則

(報告の徴収に関する事項)

第八条 令第六条第三項第三号の主務省令で定める事項は、法第十三条第一項及び第二項の規定により交付した書面又は同条第三項の規定により講じた措置に関する事項その他特定建設資材廃棄物の再資源化

等に関し都道府県知事が必要と認める事項とする。

(立入検査)

第四十三条 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、対象建設工事の現場又は対象建設工事受注者の営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

施行令

(立入検査)

第七条 都道府県知事は、法第四十三条第一項の規定により、その職員に、対象建設工事により生じた特定建設資材廃棄物その他の物、特定建設資材に係る分別解体等又は特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための設備及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

(平一四政七・追加)

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第四十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 第三条第一項の規定による基本方針の策定並びに同条第三項の規定による基本方針の変更及び公表に関する事項 国土交通大臣、環境大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
- 二 第三十条第二項の規定による措置及び第四十一条の規定による協力の要請に関する事項 国土交通大臣

2 この法律における主務省令は、国土交通大臣及び環境大臣の発する命令とする。ただし、第十条第一項及び第二項、第十三条第一項及び第三項、第二十二条第二項、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十六条並びに次条の主務省令については、国土交通大臣の発する命令とする。

(平一一法一六〇(平一二法一〇四)・平一二法一二六・一部改正)

(権限の委任)

第四十五条 第四十一条の規定による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(省令省略)

(政令で定める市町村の長による事務の処理)

第四十六条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市町村(特別区を含む。)の長が行うこととすることができる。

施行令

(市町村の長による事務の処理)

第八条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であつて、建築主事を置く市町村又は特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、次に掲げるものは、当該市町村又は当該特別区の長が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、当該市町村又は当該特別区の長に関する規定として当該市町村又は当該特別区の長に適用があるものとする。

- 一 法第十条第一項及び第二項の規定による届出の受理並びに同条第三項の規定による命令に関する事

務

- 二 法第十一条の規定による通知の受理に関する事務
 - 三 法第十四条の規定による助言又は勧告に関する事務
 - 四 法第十五条の規定による命令に関する事務
 - 五 法第四十二条第一項の規定による報告の徴収に関する事務
 - 六 法第四十三条第一項の規定による立入検査に関する事務(特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために必要なものに限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であつて、建築基準法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内において施工される対象建設工事に係るものについては、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築又は移転に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物等についての対象建設工事に係るものは、当該市町村の区域を管轄する都道府県知事が行う。
 - 3 第一項の規定にかかわらず、法に規定する都知事の権限に属する事務であつて、建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るものうち、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四百九条第一項各号に掲げる建築物等(同項第二号に掲げる建築物及び工作物にあつては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物及び当該工作物を除く。)に関する対象建設工事に係るものは、都知事が行う。
 - 4 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であつて、地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市又は大牟田市(以下「指定都市等」という。)の区域内において施工される対象建設工事に係るものうち、次に掲げるものは、当該指定都市等の長が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、当該指定都市等の長に関する規定として当該指定都市等の長に適用があるものとする。
 - 一 法第十八条第二項の規定による申告等の受理に関する事務
 - 二 法第十九条の規定による助言又は勧告に関する事務
 - 三 法第二十条の規定による命令に関する事務
 - 四 法第四十二条第二項の規定による報告の徴収に関する事務
 - 五 法第四十三条第一項の規定による立入検査に関する事務(特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要なものに限る。)
- (平一四政七・追加、平一七政三三九・平一九政三三九・平二〇政三一六・平二七政三九九・一部改正)

(経過措置)

第四十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 罰則

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条第一項の規定に違反して登録を受けないで解体工事業を営んだ者
- 二 不正の手段によって第二十一条第一項の登録(同条第二項の登録の更新を含む。)を受けた者
- 三 第三十五条第一項の規定による事業の停止の命令に違反して解体工事業を営んだ者

第四十九条 第十五条又は第二十条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第三項の規定による命令に違反した者
 - 二 第二十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 二 第二十九条第一項後段の規定による通知をしなかった者
 - 三 第三十一条の規定に違反して技術管理者を選任しなかった者
 - 四 第三十七条第一項又は第四十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 五 第三十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
 - 六 第四十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 第五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第四十八条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。
- 一 第十八条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者
 - 二 第二十七条第一項の規定による届出を怠った者
 - 三 第三十三条の規定による標識を掲げない者
 - 四 第三十四条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成一二年政令第四九四号で平成一二年一月三〇日から施行)

一 第五章、第四十八条、第五十条第二号、第五十一条第二号、第三号、第四号(第三十七条第一項に係る部分に限る。)及び第五号並びに第五十三条第二号から第四号までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(平成一三年政令第一七七号で平成一三年五月三〇日から施行)

二 第三章、第四章、第三十八条から第四十三条まで、第四十九条、第五十条第一号、第五十一条第一号、第四号(第四十二条に係る部分に限る。)及び第六号並びに第五十三条第一号の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(平成一四年政令第六号で平成一四年五月三〇日から施行)

三 附則第五条の規定 公布の日

(対象建設工事に関する経過措置)

第二条 第三章、第四章及び第三十八条から第四十三条までの規定は、これらの規定の施行前に締結された請負契約に係る対象建設工事又はこれらの規定の施行の際既に着手している対象建設工事については、適用しない。

(解体工事業に係る経過措置)

第三条 第五章の規定の施行の際現に解体工事業を営んでいる者(第二十一条第一項に規定する許可を受けている者を除く。)は、同章の規定の施行の日から六月間(当該期間内に第二十四条第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は第二十一条第一項に規定する許可を受けたときは、当該処分のあった日又は当該許可を受けた日までの間)は、同項の登録を受けなくても、引き続き当

該營業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

- 2 前項の規定により引き続き解体工事業を営むことができる場合においては、その者を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けた解体工事業者とみなして、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条第一項(登録の取消しに係る部分を除く。)及び第二項並びに第三十七条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、第二十九条第一項中「第二十一条第二項若しくは第二十七条第二項の規定により登録が効力を失ったとき、又は第三十五条第一項の規定により登録を取り消されたときは」とあるのは「この章の規定の施行の日から六月間(当該期間内に第二十四条第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)が経過したときは」と、「登録がその効力を失う前」とあるのは「当該期間が経過する前」と、「登録がその効力を失った後」とあるのは「当該期間が経過した後」とする。

(検討)

- 第四条 政府は、附則第一条第二号に規定する規定の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。